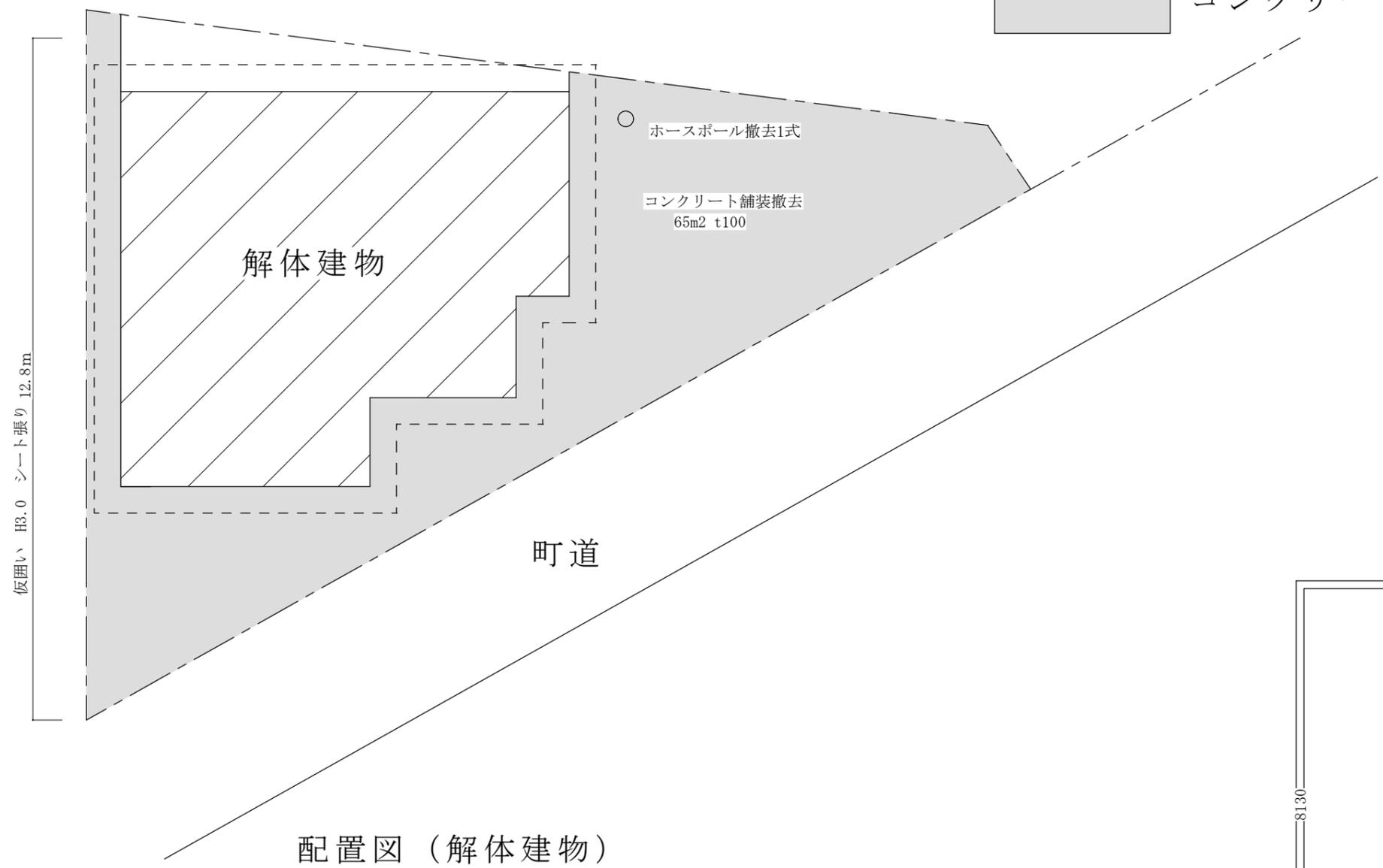


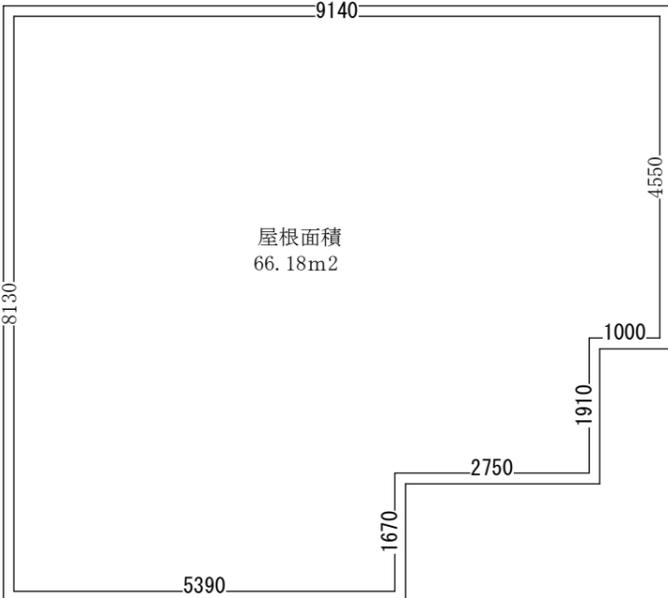
工事名		旧第5支団第2分団詰所解体工事	
<h2>特記仕様書</h2> <h3>I 工事概要</h3> <p>1. 工事場所 埼玉県秩父郡両神薄地内 用途地域 指定なし</p> <p>2. 敷地面積 m²</p> <p>3. 工事種目 種名称・構造・階数 延べ面積 (建物概要) 消防団詰所 C B造 1 52.4 m²</p> <p>4. 工事範囲 上記建物解体工事 1式 外部構造物解体工事 1式 ホースボール解体工事 1式</p> <p>5. 工期 契約日から令和 年 月 日まで</p> <p>主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 現場代理人の現場への常駐を要しない期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 現場施工期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</p>			
<h3>II 解体工事仕様</h3> <p>(1) 質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特別共通仕様書、国土交通省大臣官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)」により、これら共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成31年版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)」による。</p> <p>(2) 本特記仕様書の表記 1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は、◎印のついたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 ○印と※印の場合は、○のみを適用する。 3) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目を示す。 4) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目を示す。 5) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目を示す。 6) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目を示す。 7) 注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。</p>			
章	項目	特記事項	
一般共通事項	① 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> ○建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) ○埼玉県建築工事に伴う災害、公害、及び事故防止対策要綱 ○建設副産物の手引き(埼玉県建設副産物対策協議会) ○建設副産物適正処理推進要綱 ○建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 ○埼玉県建築工事業務要領 ○地盤変動影響調査算定要領 	
	② 官公署その他への届出手続き等	解体工事の通知書の提出等 ※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下、「建設リサイクル法」という。)第11条の規定による通知書を作成し、監督員に提出すること。 ※上記通知書の各事項(変更がある場合は、変更後の内容)について、下請業者に周知徹底すること。	
	③ 条件明示事項	再資源化等完了の報告と記録 ※廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。	
	4 工事実績情報の登録	行う (1.1.8) (1.1.4)	
⑤ 工事の記録	埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 ※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを1部提出)・対象外 注 工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時において、「埼玉県建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。 注 電子データを用いた検査に必要な機器は、検査員の意向を勘案し監督員と協議し準備する。		
⑥ 施工管理	※現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを行う。 ※専任された「建設業法」に基づく主任技術者、又は選任された建設リサイクル法に基づく技術管理者は、現場に常駐し、技術管理にあたる。 (1.3.1)		
7 電気保安技術者	適用する (1.3.3) (1.3.3)		
8 施工条件	施工期間 ※行政機関の休日に関する法律(第91号)に定める行政機関の休日以外とする。 ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ・以下の期間を除いた現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上であること。 ・年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間指定期間() (1.3.5) (1.3.5)		
下記以外は監督員と協議する。 ・建設発生木材仮置場 (※図示) (※図示)			
⑨ 環境保全等	建設機械 ※建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。 (1.3.9)		
10 引き渡しを要するもの	引き渡しを要するもの (1.3.10)		
⑩ 近隣に対する周知	・工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して、工事説明会を開催する。 ○工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 (1.3.6)		
12 施工数量調査	調査範囲及び調査方法 ※図示による() (1.4.2)		
13 技能士	適用する (・とび作業) (1.3.3) (1.5.2)		
14 完成図等	完成図(製本) ※二つ折り(A1版)製本、1部 ・ファイル綴じ(A3版)、1部 (1.6.1.5) 完成図(電子化媒体) ※CD-R又はDVD-R、1部 ※CD-R又はDVD-R、1部 (埼玉県建築工事面情報電子化媒体作成要領による) CADデータの形式 ※DXF(sfc) ・DXF verについては監督員と協議する。		
⑪ 完成写真	埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 ※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを1部提出)・対象外 写真アルバムの提出 ・行う(部) ※行わない (1.6.2)		
16 施設CADデータの更新	行う (3.2.1)		
⑫ 現場管理	別途関連工事がある場合、その施工者と密な連絡をとり、全工事に支障のないよう施工すること。 (3.9.2)		
⑬ 施工計画書の提出	工事着手前に施工計画書を作成し、「分別解体等の計画等」を添付して監督員の承諾を受けること。 (1.2.2)		
⑭ 建築物除却届の提出	工事着手前に先立ち、建築基準法第15条第1項の規定による「建築物除却届」を作成し、監督員に提出すること。 (1.1.3)		
⑮ 再資源化等	「建設リサイクル法」、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物の手引き」等を遵守し、建設廃棄物の再資源化等を推進すること。 (1.3.9)		
21 再資源化等完了の報告と記録	廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し保存すること。なお、塩化ビニル管調査は磁気手引リサイクル依頼伝票を、塩化ビニル管は購入証明書を提出すること。 (1.3.9)		
⑯ 廃棄物の処理	※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理すること。 ※過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請業者に徹底すること。 (1.3.9)		
⑰ 環境・安全対策	※工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全ならびに安全対策に配慮し、工事を行うこと。 ※工事の施工にあたり、騒音、振動、ほりごの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。 ※工事施工中、近隣(近隣住民・通行人・工作物・植栽・道路・建築物等)に損害を与えかねない場合は、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。 (1.3.9)		
24 振動、騒音測定	※行う ・振動測定のみ行う 工事施工中、監督員の指定した場所に常設して行う。 箇所 工事中の内容や状況に応じて測定を行う。 箇所 仕様については監督員と協議の上決定すること。 近隣住民への表示 ※大型表示板で測定期間中表示 ・行わない (1.3.9)		
25 隣接建物等調査	※専門業者による周辺家屋の事前、事後調査を行う。調査に当たっては当該関係者の立ち会いを求めると共に、調査した内容については当該関係者の承諾を受けること。 ※換機箇所測定、写真撮影、スケッチ、調査図等の作成を行い資料を2部提出すること。 ※受注者の過失により近隣等に損害が生じた場合は受注者の責任に置いて現状復旧すること。 ※調査対象 解体工事前 件 解体工事後 件 調査方法については、「8 周辺建築物等調査」による (1.1.12)		
26 施工に注意を要する区域等	本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成 (1.1.12、13)及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意すること。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・史跡名勝天然記念物 (1.1.12、13)		
⑱ 関係法令等の遵守	受注者は工事に伴う道路占用許可、環境(騒音、振動、ほりご等)対策に (1.1.13)係る諸申請関係法令に照らし、必要と思われる手続を行い、工事を滞りなく完了させること。		
⑲ 標識の提示	建設業法第40条及び建設リサイクル法第33条に規定する標識を提示すること。(1.1.12)公共工事現場へのコスト表示実施要領(H16.9技管)により、請求金額等を表示する。 (1.1.12)		
29 既存樹木の保存	監督員の指示を受けた既存樹木等については、保護を行う。 (1.1.13)		
⑳ 下請業者の選定	県内業者の活用 ※各種下請業者については、優先的に県内業者を選定すること。 ※下記業者に解体工事業者を選定する場合は、所定の建設業許可又は埼玉県知事による解体工事業者の登録している者を選定すること。 (1.1.13)		
⑳ 下請業者の指導	受注者は、建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請業者を指導すること。 (1.1.13)		
32 その他	他の同時期の工事と連携や協議を取ること。 工事に伴い必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。 (1.1.13)		
2 仮設工事	① 騒音・粉じん等の対策 騒音・粉じん等の対策 ※防音パネル・防音シート 設置範囲及び高さ ※図示 ※作業に先立ち、散水・養生等を十分に行うこと。 (2.2.1)		
② 足場その他	足場を設ける場合、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」(厚生労働省平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における(2)の手すり設置方式又は(3)の手すり先行専用足場方式により行うこと。 (2.2.2)		
③ 仮囲い等	※図示 図示の有無に関わらず、監督員と協議の上、必要に応じ適切に配置し的確に対応すること。 (2.2.2)		
④ 工事概要案内板	設置する (2.3.1)		
5 監督員事務所等	・設置する ※設置しない(下記備品のみ用意する) 規模 既存建物内の一部を使用 ・構内に新設(m程度) 備品(名分相当) ・机 ・椅子 ・書棚 ・黒板 ・掛時計 ・寒暖計 ・長靴 ・雨合羽 ・保護帽 ・懐中電灯 ・墜落制止用具 ・軍手 ・衣類ロッカー ・冷暖房機器 ・消火器 ・湯沸器 ・茶器 ・掃除用具 ・電話機 ・FAX ・電子メール通信機器 ・スキャナー ・プリンター (2.3.1)		
6 仮設物	仮設物の位置・仕様・車両の進入方法等、施設内の車両の通行路について、施工前に必ず監督員、施設管理者と協議すること。 (2.3.1)		
7 山留めの撤去	山留めの存置 ・あり(図示) ※なし 鋼欠板等の抜き跡の処理 ※図示 (2.4.3)		
⑥ 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償) (2.3.1)		
⑨ 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償) (2.3.1)		
10 火元責任者	火災防止に配慮し、火元責任者を配すること。 (2.3.1)		
11 交通誘導員	○必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。 ・図示による (2.3.1)		
12 快速トイレ	仕様 ※図示 (2.3.1)		
⑬ その他	・仮囲い等は現場の状況に合わせて適宜計画すること。 ・ゲート等の位置は監督員と協議のうえ、必要に応じて適切な位置に移動すること。 ○仮設材の位置・仕様・車両の通行路と進入方法等について、施工前に必ず監督員と協議すること。 ○近隣や施設の行事予定を把握し、工事車両の入場計画を立てること。 (2.3.1)		
3 解体施工	1 浄化槽・排水槽等 汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置 ・行う ・行わない (3.2.1)		
2 杭の解体	杭の解体工法 ・引抜き工法(引抜いた杭の処理 ※現場破砕 ・破砕施設搬入 ・図示) ・破砕工法 杭撤去跡の充填 充填材料 ・山砂 ・流動化処理土 ・セメントミルク 配合計画 ※監督員との協議による 杭位置の測量 ・行う(測量する杭 ・全て ・図示 ・監督員との協議による) ※行わない (3.9.2)		
④ 屋外設備等	電柱の撤去 ・行う(※図示) ・行わない 外灯の撤去 ・行う(※図示) ・行わない フェンス等工作物の撤去 ・行う(※図示) ・行わない (3.10.1)		
4 樹木等	樹木の伐採根伐及び移植 ※図示 (3.11.1)		
⑤ 地下埋設物・埋設配管	※図示 埋設物の処理 ※地中埋設管(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。 ※プラグ止等の措置をする ・全て撤去する ※官公庁への申請手続きは本工事の範囲とする。 (3.12.1)		
⑥ 設備機器等	解体事前処理(油類タンク) ○機械設備図による。 ○解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。 必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ○燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 (3.12.1)		
⑦ 解体後の整地	解体事前処理(冷媒) ・冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。 図面番号 記号 図面番号 記号 ・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 図面番号 記号 図面番号 記号 (3.13.1)		
⑧ 解体後の構の設置	解体後の埋戻し及び盛土 ○行う 整地高さ ○現状GL ○図示 ※長又既土撤去より搬入 埋戻し及び盛土の材料 ・山砂の類 ・現場の建設発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない (3.13.1)		
⑨ 解体工事全般	表層の砂利敷き ・行う(・砂利敷き B種) (22.9.2)		
8 解体後の構の設置	する(解体後、監督員の指示に従い、敷地内に進入できないよう構、立入禁止の表示板等を設置する。) (2.3.1)		
⑩ 解体工事全般	○工事の施工にあたり、騒音・振動については万全の対策を講じること。 ○コンクリートガラ運搬については、現地破砕を削減し、なるべく大割りにて運搬し、処理施設にて受入れる廃棄規模に応じ破砕等を行うこと。 (2.3.1)		
4 建設廃棄物の処理	① 一般事項 ※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用[促進]計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報システム(COBRIS)により作成し、施工計画書に含め各部署へ提出する。 また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用[促進]実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。 (1.1.13)		
		(a) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1) 1,000m ³ 以上の土砂を搬入する工事 (2) 500t以上の砕石を搬入する工事 (3) 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 (4) 最終工事請負金額が100万円以上の工事 (計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事) (b) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1) 1,000m ³ 以上の建設発生土を搬出する工事 (2) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事 (3) 最終工事請負金額が100万円以上の工事 (計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事) (1.1.13)	
② 再資源化等(再資源化及び削減)	○コンクリート ○コンクリート及び鉄かちる建設資材 ○木材 ・アスファルトコンクリート ○金風類 ・建設泥土 ・小形二次電池 ・蛍光灯及びHIDランプ ・硬質塩化ビニル管及び継手 ・ガラス ・木材(縮減) (4.4.1)		
3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物	中間処理施設又は再資源化施設の別 ・監督員と協議 (4.4.1)		
4 産業廃棄物広域認定制度の活用	廃棄物の種類 数量 備考 (4.4.2)		
5 最終処分	廃棄物の種類 備考 (4.4.3)		
⑥ 処理に注意を要する建設廃棄物	廃棄物の種類 備考 (4.5.1)		
7 舗装版切断時に発生する濁水の処理	舗装版切断時に発生する濁水の処理 種類 汚泥 (共通事項) 1 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票(以下「F-01票」という。)により管理するものとする。 (提出書類等) 1 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事完成後速やかにF-01票の写しを監督員に提出しなければならないものとする。 (その他) 受注者は、バキューム式以外の工法(舗装版切断時に濁水を生じない等)を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。 (5.1.2)		
1 施工調査	※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 (1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3) 調査結果は調査にとりまとめ、監督員に提出する。 (5.1.2)		
2 分析調査	分析調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類 採取する部位・箇所数 備考 ・PCB含有シーリング分析調査 部位 ・図示 ・箇所数: 箇所 ・PCB含有シーリング分析調査(第一次判定) 部位 ・図示 ・箇所数: 箇所 ・PCB含有シーリング分析調査(第二次判定) 部位 ・図示 ・箇所数: 箇所 ・PCB含有シーリング分析調査 部位 ・図示 ・箇所数: 箇所 ・PCB含有シーリング分析調査 部位 ・図示 ・箇所数: 箇所 (5.1.2)		
		・PCB含有シーリング分析調査 ・監督員と協議 (5.4.1)	
		・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査 (5.4.1)	
		・総線油のPCB含有量の分析調査 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検討方法(平成4年7月3日厚生省告示第192号)」又は「総線油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(環境省)」により行う。 (5.4.1)	
		・ダイオキシン類のサンプリング調査 「産業廃棄物施設におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱(平成13年4月25日付基発第401号)」により行う。 (5.4.1)	
旧第5支団第2分団詰所解体工事 設計 承認印 検 図 工事名称 設計年月日 承認年月日 区 分 図面名称 2023/12/21 承認年月日 共通 特記仕様書(解体その1)			
小 鹿 野 町 課 長 主 幹 副 主 幹 主 査 担 当 者 縮 尺 図 面 番 号 NON SCALE T 1			



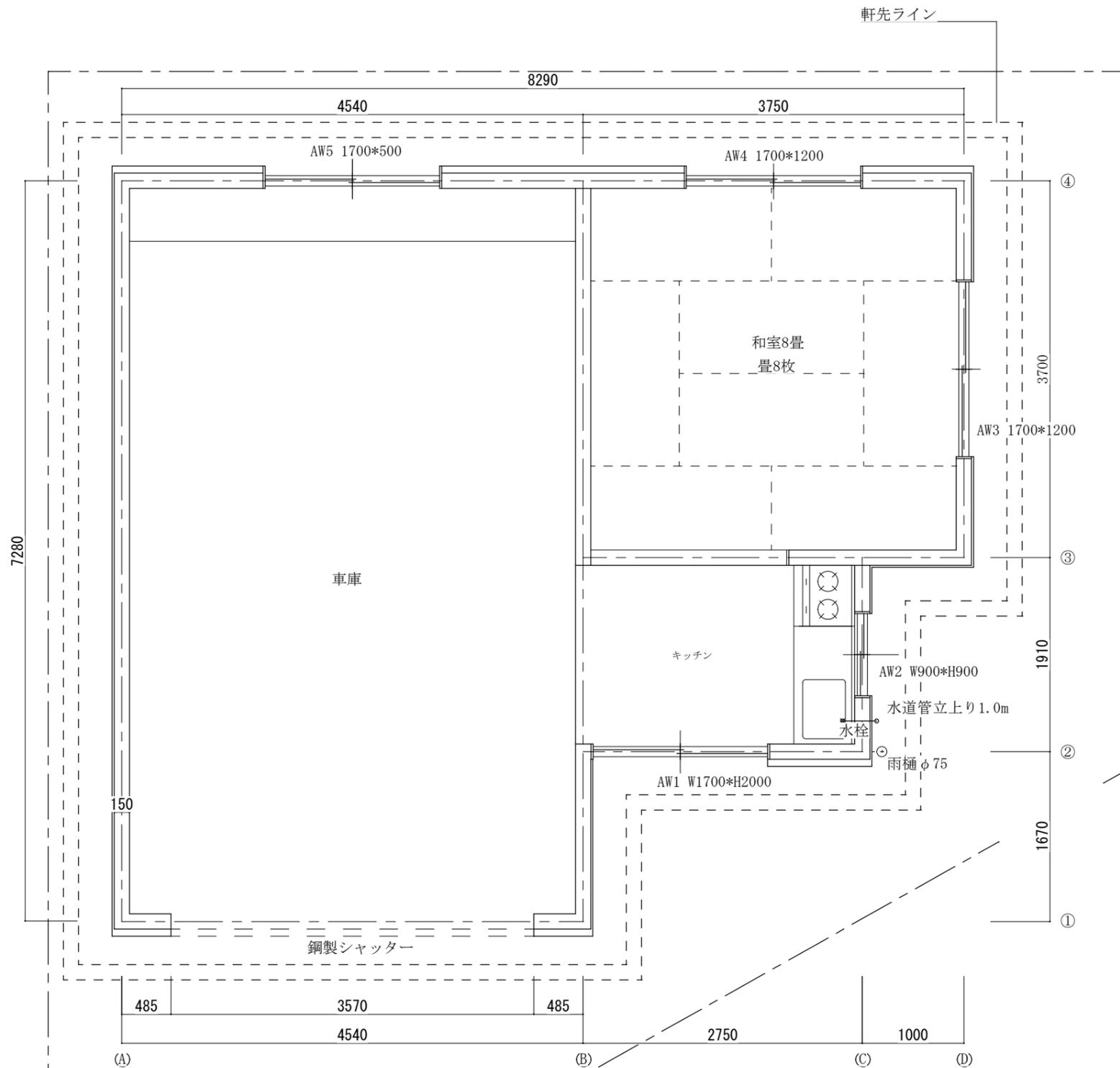
コンクリート舗装撤去を示す



配置図（解体建物）



屋根伏せ図（解体建物）



平面図 (解体建物)

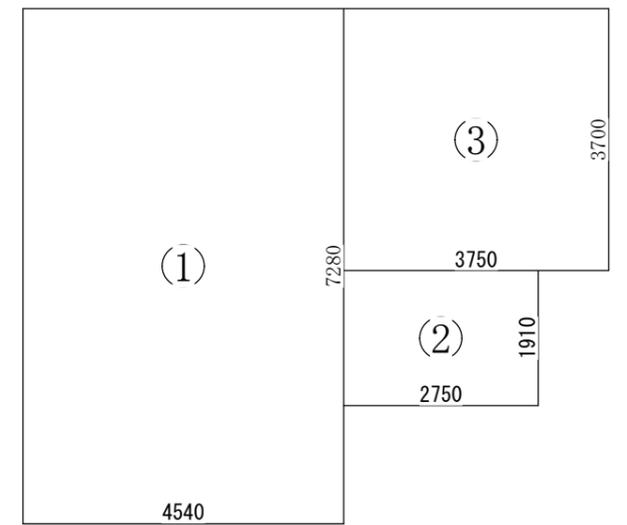
内部仕上げ

室名	床	幅木	壁	天井	廻り縁
車庫	コンクリート下地 モルタル仕上げ	コンクリート下地 モルタル仕上げ	コンクリート下地 ブロック下地 リシン吹付	モルタル仕上げ ★	無し
キッチン	コンクリート下地 モルタル仕上げ	コンクリート下地 モルタル仕上げ	コンクリート下地 ブロック下地 リシン吹付	天井化粧石膏ボード ★	木製 ★
和室	木下地 畳	畳よせ木	コンクリート下地 ブロック下地 リシン吹付	天井化粧石膏ボード ★	木製 ★

外部仕上げ

名称	仕上げ材	
外壁	アクリル系リシン吹付 モルタル下地	★
屋根	シート防水	★
パラペット	アルミ製	
軒下	アクリル系リシン吹付 モルタル下地	★
水道断熱	断熱材ビニルまき	★
雨樋	塩ビ製	

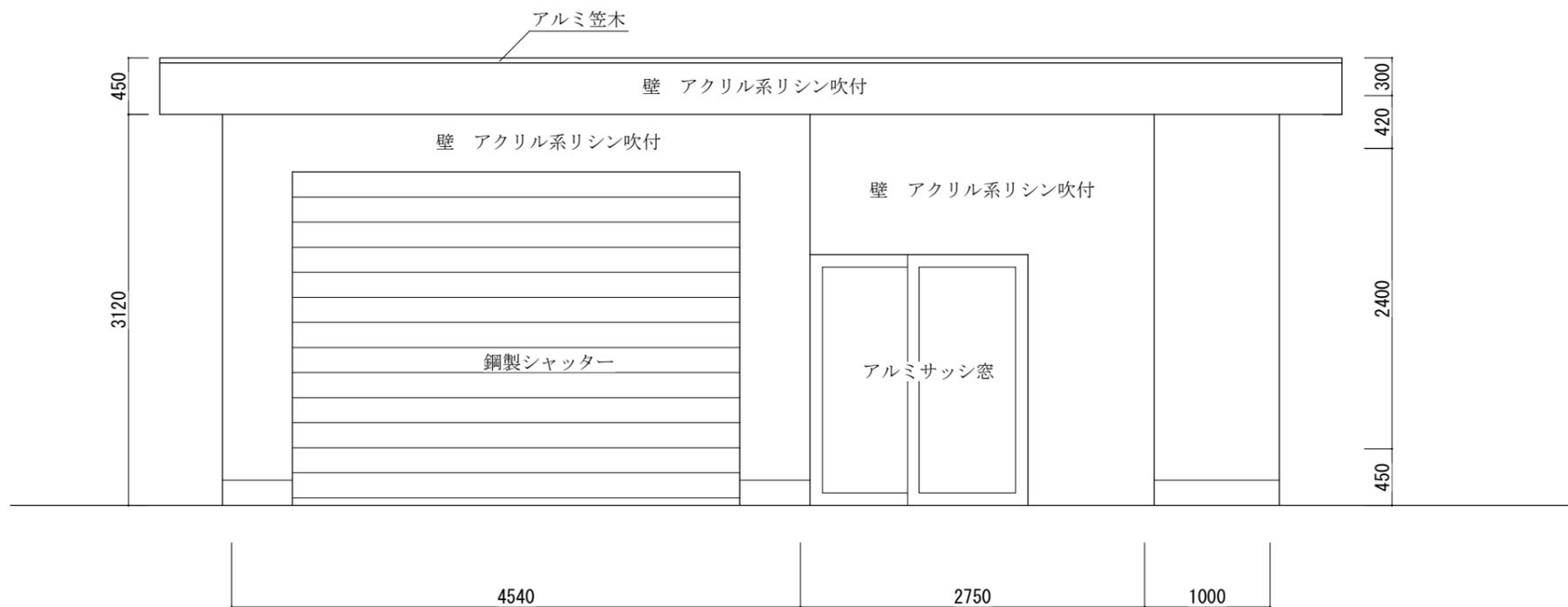
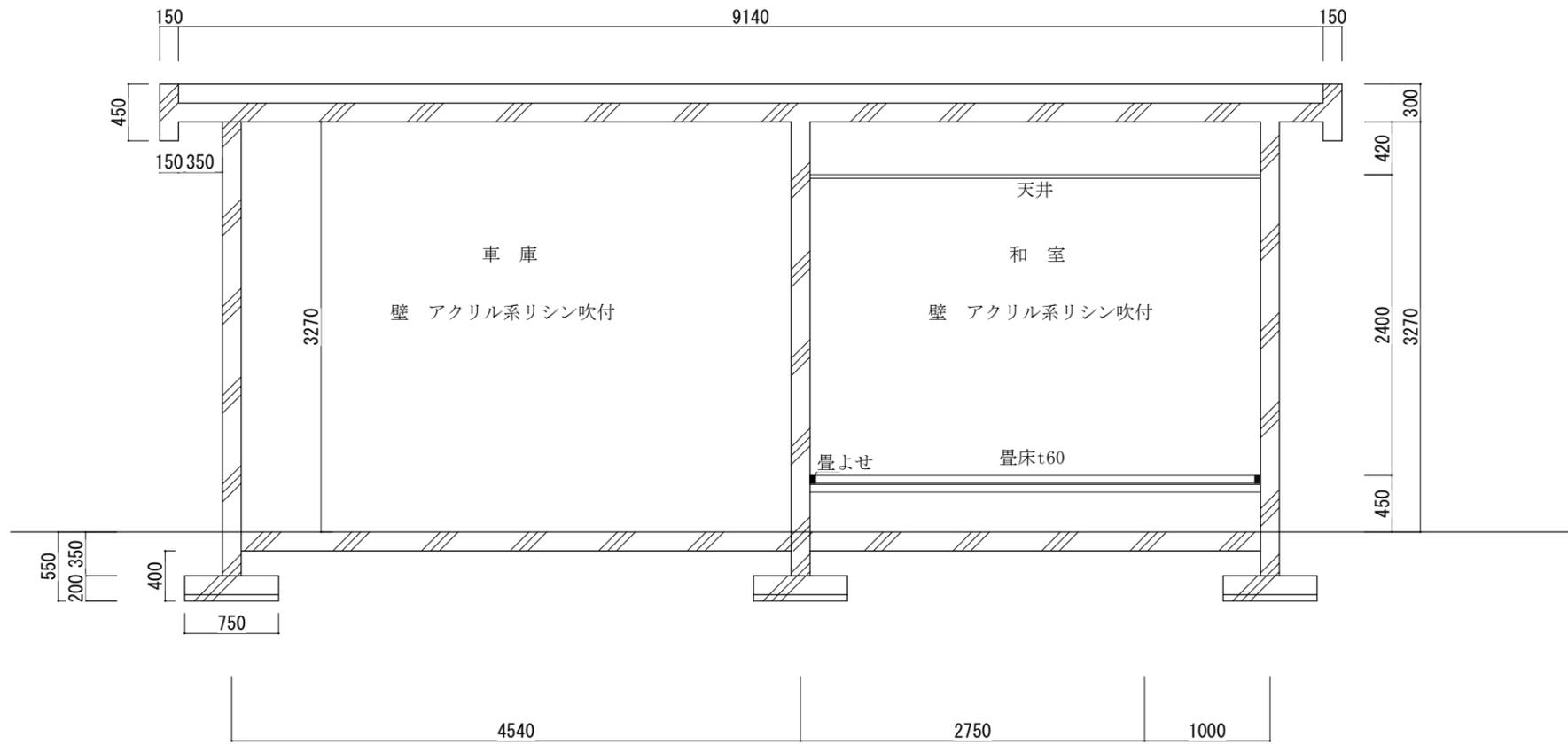
★は、アスベスト含有可能性建材を示す。
ただし、現地調査のうえその他必要と判断し他場合は、その他建材も追加実施すること。

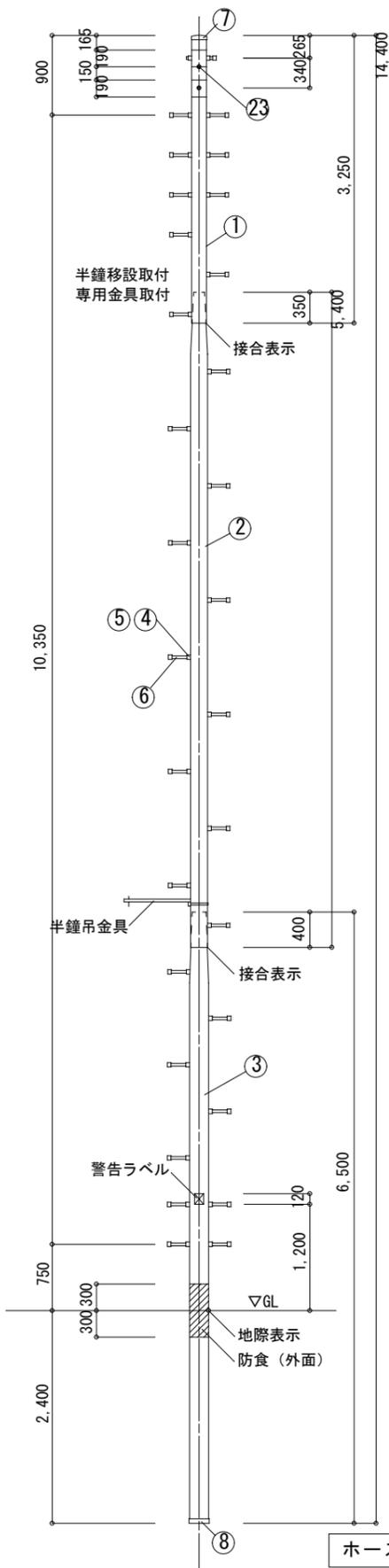


面積求積図 縮尺 1/100

面積計算書

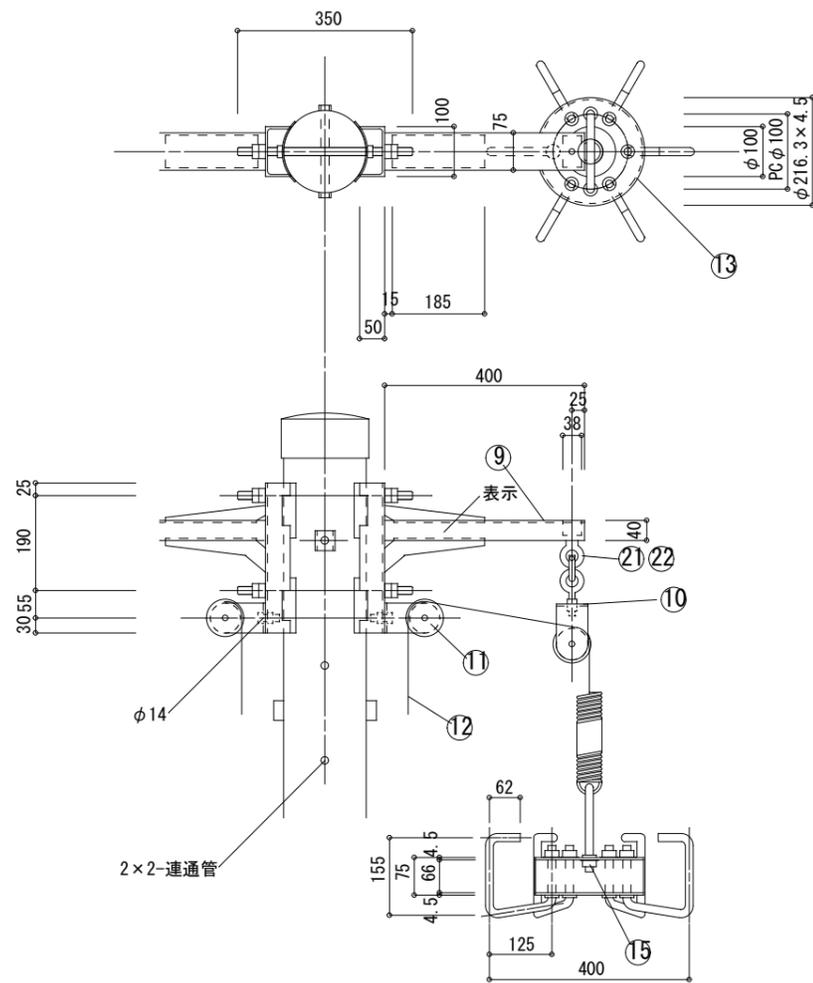
①	4.54*7.28=33.270
②	2.75*1.91= 5.253
③	3.75*3.70=13.875
合計	52.398m ²



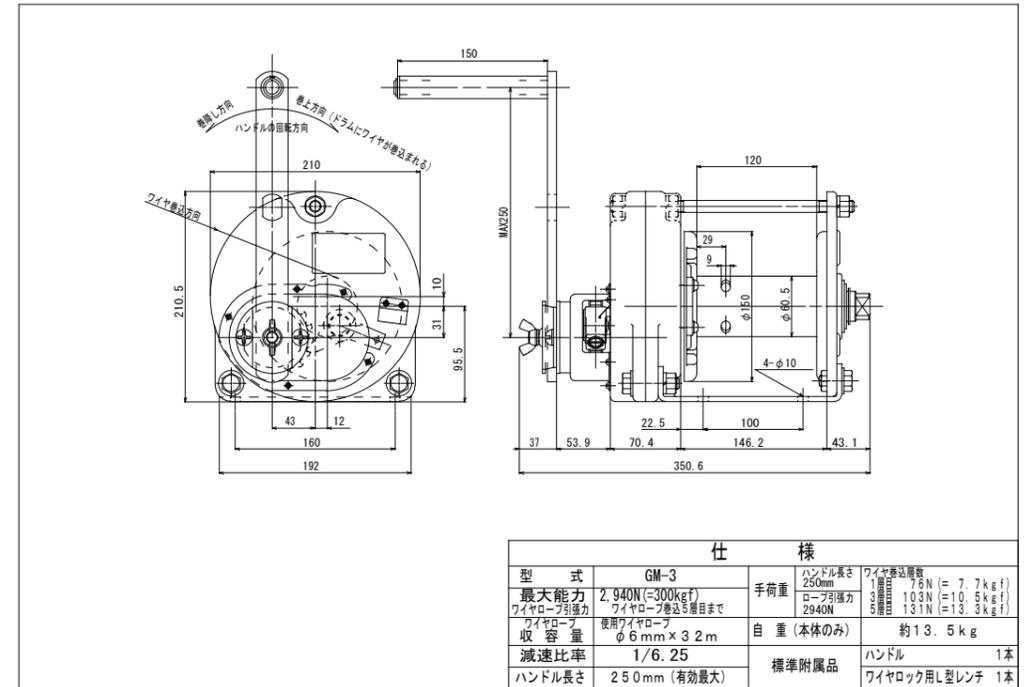


ホース乾燥塔詳細図 S=1/50

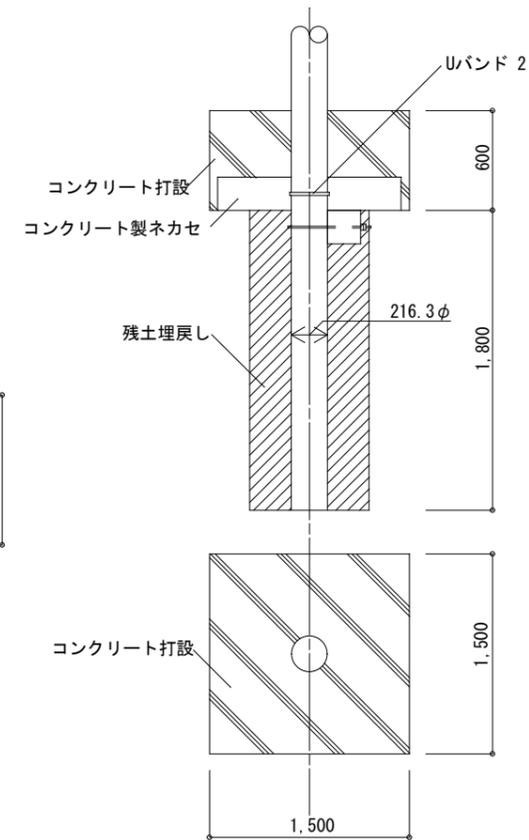
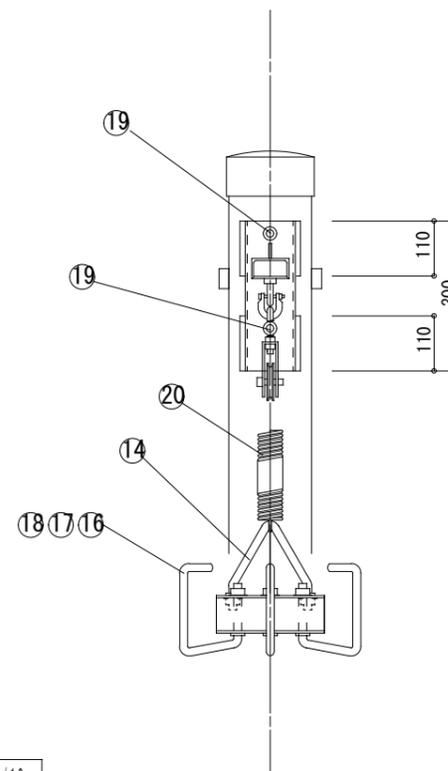
仕様規格										
番号	品名			数量	摘要	番号	品名		数量	摘要
1	165.2	3.3	板厚 長さ φ	3250	1	15	ナット (M16)		4	
2	193.0	3.2		5400	1	16	ホースフック		12	φ16
3	216.3	4.5		6500	1	17	ナット (M16)		12	W. SW付
4	足場座ボール表面			29	ボールに溶接	18	アダリング (M16)		12	
5	足場座用ナット			29		19	長ネジボルト (M16×350)		2	W. SW付
6	足場ボルト			29	N. SW付	20	圧縮ばね (φ5×φ50-180)		2	
7	キャップ			1		21	シャックル (φ12)		2	
8	底キャップ			1		22	アイボルト (φ12)		2	
9	共架金物			2	ウインチ式用	23	連通管 (φ12×19-165)		4	
10	ホース吊下用滑車			2	φ75	24				
11	滑車 (ガイド用)			2	φ75	25				
12	ステンレスワイヤ			2	φ63×23	26				
13	ハンガー金物			2	円形タイプ	27				
14	ハンガーフック			2	φ16	28				



吊下装置 (windless型) 詳細図 S=1/10



仕様			
型式	GM-3	手荷重	ハンドル長さ 250mm
最大能力	2,940N (=300kgf)	ワイヤ巻込層数	ワイヤ巻込層数 (7.7kgf)
ワイヤロープ引込み力	ワイヤロープ巻込5層目まで	ロープ引込み力	103N (=10.5kgf)
ワイヤロープ	使用ワイヤロープ	自重 (本体のみ)	約13.5kg
収容量	φ6mm×3.2m	標準付属品	ハンドル 1本
減速比率	1/6.25		ワイヤロック用L型レンチ 1本
ハンドル長さ	250mm (有効最大)		



建柱基礎 (標準) 図 S=1/30

撤去処分 一式